

## 6-5 騒音規制法・振動規制法・事前周知に関する要綱

### 騒音・振動に対する規制と届出／解体工事等の事前周知

#### 1. 騒音・振動を伴う工事や施設の事前届出

騒音規制法・振動規制法では、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的に建設工事や工場・事業場における事業活動に伴い発生する騒音・振動について規制を行っています。

##### ① 特定建設作業

建設作業等のうち、著しく騒音・振動を発生させる作業は、施工者が作業開始の7日前までに届出をする必要があります。

##### 対象となる機械

- くい打機(もんけんを除く) …ドロップハンマー、ディーゼルハンマー、バイプロハンマー、アースオーガ併用等
- くい抜き機又はくい打くい抜き機(圧入式杭打ち・杭抜き機を除く)
- びょう打機 …リベットガン等
- さく岩機 …ジャイアントブレイカー、ハンドブレイカー、ピックハンマー、電動式ブレイカー等
- 掘削機 …出力 80kW 以上のバックホウ、70kW 以上のトラクターショベル、40kW 以上のブルドーザー(但し、低騒音型の指定を受けた機種は除く)
- 空気圧縮機 …原動機が電動以外で出力 15kW 以上のもの
- コンクリートプラント …混練容量 0.45 m<sup>3</sup>以上(但し、モルタル用は除く)
- アスファルトプラント …混練重量 200 kg以上
- 鋼球使用の破壊作業
- 舗装版破砕機

##### ② 特定施設

著しい騒音・振動が発生する金属加工機械等を「特定施設」と定め、これらの施設を使用する工場・事業場を「特定工場等」といいます。特定施設については、騒音・振動の規制基準が定められているほか、他法令の届出等と別に、工事を始める 30 日前までに届出をする必要があります。

##### 対象となる機械

- 金属加工機械(騒音・振動)
- 空気圧縮機及び送風機 …原動機の定格出力が 7.5kW 以上(騒音)
- 圧縮機 …原動機の定格出力が 7.5kW 以上(振動)
- 土石用又は鉱物用の破砕機、ふるい及び分級機 …原動機定格出力が 7.5kW 以上(騒音・振動)
- 織機 …原動機を用いるもの(騒音・振動)
- 建設用資材製造機械(騒音)
- コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力合計が 2.95kW 以上のもの)等(振動)
- 穀物用製粉機 …ロール式のもので原動機の定格出力が 7.5kW 以上(騒音)
- 木材加工機械(騒音・振動)
- 抄紙機(騒音)
- 印刷機械 …原動機を用いるもの(騒音・振動)
- ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 …カレンダーロール機以外で原動機の定格出力が 30kW 以上(振動規制法)
- 合成樹脂用射出成形機(騒音・振動)
- 鋳造型機 …ジョルト式のもの(騒音・振動)

## 2. 解体工事等及び石綿（アスベスト）除去工事等の近隣への事前周知

建築物等の解体工事に伴う騒音・振動や、石綿（アスベスト）による近隣住民等とのトラブルを未然に防ぐため、世田谷区では「世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱」に基づき近隣住民に対して事前周知を行うよう定めています。

### 対象となる工事

- ① 「騒音規制法」又は「振動規制法」に基づく『特定建設作業』に該当する作業で、建築物等を解体するもの。
- ② 「大気汚染防止法」に基づく石綿の除去の届出が必要な作業で、建築物等の解体及び改修工事をするもの。
- ③ 建設リサイクル法に基づく届出が必要な作業で、建築物等の解体及び改修工事をするもの。

### 標識の設置

下記の時期までに標識を設置し、その工事が完了するまで掲示してください。

- ① 『特定建設作業』を伴う解体工事及び『建設リサイクル法』に基づく届出が必要な解体及び改修工事については、工事開始の7日前までに第1号様式の標識を設置してください。
- ② 吹付け石綿等を使用した建築物等の解体及び改修工事については、工事開始の14日前までに第2号様式の標識を設置してください。

### 近隣への説明

工事開始日の3日前までに、工事計画の内容について、近隣住民に説明してください。

説明する範囲は、解体工事等を施工する建築物等の高さの2倍の範囲（30mを超える場合は30mの範囲内）となります。

以下の内容を説明してください。

- ① 工期、解体方法、作業時間、作業内容
- ② 騒音、振動、粉じん等に対する公害防止対策
- ③ 工事車両の通行経路及び資材、廃材等の搬出経路
- ④ 石綿（アスベスト）の使用状況及び使用されている場合の除去方法

### 区への報告

標識の設置・近隣説明を行いましたら工事開始日の前日までに報告書（第3号様式）を区窓口へ提出してください。

上記の「対象となる工事」③に該当する工事については、報告書の提出を「建設リサイクル法」届出書別表備考欄への記入に代えることができます。

※標識や報告書の書式など要綱に関する詳細については、下記担当までお問い合わせください。

担 当	環境政策部 環境保全課	電話番号 03-6432-7137 ファクシミリ 03-6432-7981
--------	-------------	---------------------------------------